別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

令和6年3月

						令和6年3月
物品等又は役務の名称 及 び 数 量	随意契約担当部課の名 称 及 び 所 在 地	随 意 契 約 を締 結 し た 日	随意契約の相手方の氏名及び 住 所	随意契約に係る契約金額	随 意 契 約 に よ るこ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備考)
新庁舎移転新築工事に 係る電話設備更新工事	日本赤十字社京都府支部 総務課 京都市東山区三十三間堂 廻り町644	令和5年3月20日	大和電設工業株式会社	1,518,000円(税込)	日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第1項に掲げられる「予定価格が250 万円を超えない工事又は製造をさせる とき」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5 項の規定による)	
	日本赤十字社京都府支部 総務課 京都市東山区三十三間堂 廻り町644	令和5年3月20日	大和電設工業株式会社	1,606,000円(税込)	日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第1項に掲げられる「予定価格が250 万円を超えない工事又は製造をさせる とき」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5 項の規定による)	
井手町倉庫新築工事	日本赤十字社京都府支部 総務課 京都市東山区三十三間堂 廻り町644	令和5年8月3日	三協フロンティア株式会社	2,090,000円(税込)	日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第1項に掲げられる「予定価格が250 万円を超えない工事又は製造をさせる とき」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5項 の規定による)	
新庁舎移転新築工事に 係るブラインド取り付け工 事	日本赤十字社京都府支部 総務課 京都市東山区三十三間堂 廻り町644	令和5年8月23日	コクヨマーケティング株式会 社	1,393,238円(税込)	日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第1項に掲げられる「予定価格が250 万円を超えない工事又は製造をさせる とき」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5項 の規定による)	
8台	日本赤十字社京都府支部 事業推進課 京都市東山区三十三間堂 廻り町644	令和5年10月3日	Apple Kyoto	1,738,240円(税込)	日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第1項に掲げられる「予定価格が250 万円を超えない工事又は製造をさせる とき」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5項 の規定による)	

物品等又は役務の名称 及 び 数 量	随意契約担当部課の名 称 及 び 所 在 地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名 及 び 住 所	随意契約に係る 契約金額	随 意 契 約 に よ るこ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備考)
支部庁舎移転に伴う物 品移動費用	日本赤十字社京都府支部 事業推進課 京都市東山区三十三間堂 廻り町644	今和5年10月99日	コクヨマーケティング株式会 社	1,474,000円(税込)	日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第7項に掲げられる「運送又は保管を させるとき」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5項 の規定による)	
支部庁舎移転に伴う既 存家具・書類搬出及び 廃棄費用	日本赤十字社京都府支部 事業推進課 京都市東山区三十三間 堂廻り町644	令和5年10月31日	コクヨマーケティング株式会 社	3,029,400円(税込)	日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第7項に掲げられる「運送又は保管を させるとき」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5 項の規定による)	
支部新社屋に係るフリー WIFI 構築工事	日本赤十字社京都府支部 総務課 京都市上京区下立売通 油小路西入東橋詰町178	令和5年11月27日	大和電設工業株式会社	1,540,000円(税込)	日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第1項に掲げられる「予定価格が250 万円を超えない工事又は製造をさせる とき」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5 項の規定による)	
令和6年度赤十字活動資金募集資材「各戸チラシ」 の作成 790,000部	日本赤十字社京都府支部 組織振興課 京都市上京区下立売通 油小路西入東橋詰町178	令和6年1月15日	野崎印刷株式会社	2,172,500円(税込)	日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第1項に掲げられる「予定価格が250 万円を超えない工事又は製造をさせる とき」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5 項の規定による)	
かご台車(運ぱん君)の 購入 ・かご台車(UK-2) 20台 ・中間棚(UKP-2) 40枚 ・ゴムベルト 20本	日本赤十字社京都府支部 総務課 京都市上京区下立売通 油小路西入東橋詰町178	令和6年2月1日	株式会社ナカオ	2,487,100円(税込)	日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第1項に掲げられる「予定価格が250 万円を超えない工事又は製造をさせる とき」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5 項の規定による)	

備考

- (1)公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。